

大口町告示第33号

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町短期介護事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町短期介護事業実施要綱（平成12年大口町告示第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「特定疾患医療給付事業受給者票」を「特定医療費受給者証（指定難病）」に改める。

第6条第2項中「利用の適否」の次に「、利用期間及び利用料」を加え、同条第3項中「（以下「事業者」という。）」を「（以下「委託事業者」という。）」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用料）

第7条 短期介護事業の利用料は、毎年8月1日を基準日として、大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号。以下「条例」という。）第4条に定める保険料率に応じ、別表の基準により決定する。

2 当該事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、1月分の利用料を当該事業の利用のあった月の翌月の末日までに、町に支払うものとする。

3 短期介護事業に要する食事等の実費は、利用者が負担し、直接委託事業者に支払うものとする。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

大口町短期介護利用料表

区 分	1回当たりの利用料
条例第4条第1項第1号に定める者	0円
条例第4条第1項第2号から第4号に定める者	520円
条例第4条第1項第5号から第8号に定める者	700円
条例第4条第1項第9号から第11号に定める者	1,400円
備考 申請日の属する月が4月から7月までの場合は、前年度の介護保険料	

率により利用料を決定する。

様式第1中

- 「2 特定疾患医療給付事業受給者票の保持者
3 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた」を
「2 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者
3 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた者」に

改め、同様式裏面中「特定疾患医療給付事業受給者票」を「特定医療費受給者証（指定難病）」に改める。

様式第4中

- 「2 特定疾患医療給付事業受給者票の保持者
3 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた」を
「2 特定医療費受給者証（指定難病）の保持者
3 介護保険法（平成9年法律第132号）により要介護及び要支援の認定を受けた者」に

改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。